「国家戦略特区」に向けた新潟市からの提案

■導入部

●日本海側への機能分散と拠点の創設

○現状

・成長著しい東アジア

・太平洋側に偏った国土づくり

　　○課題

・活力の取込みが日本経済成長の「カギ」

・日本海国土軸・列島横断軸の必要性

　　○新潟の特性

・本州日本海側のセンターに位置

　　　・交通・エネルギー・産業の集積

　　　・対岸と向き合う拠点性を活かしたまちづくり

　　　・首都圏と同時に被災しない

○提案

本州日本海側唯一の「政令市新潟」から国家戦略特区を活用し我が国の再興を実現

●本州日本海側政令市新潟が持つ「優位性」

○国内屈指の食料基地と食品産業を併せ持つ田園型拠点政令市

　　　・食料自給率（63％）・・・政令市中1位（2005）

・農業産出額（655億円）・・・全国3位（2006）

・水稲収穫量（14.7万ｔ）・・・全国1位（2012）

・食料品製造出荷額（2,230億円）・・・市内製造業の22％（2010）

・食料品製造業事業所数（250社）・・・市内事業所数の22％（2010）

・6次産業化の推進・・・

農業活性化研究センター（Ｈ25.6開所）

 食品加工支援センター（Ｈ26開所予定）など拠点を整備

　　○東アジアと向き合う日本海拠点政令市

・物流・エネルギー基地である日本海側総合拠点港「新潟港」

・東アジアと直結する国際空港「新潟空港」

・高速道路の結節点（関越道・北陸道、磐越道、日東道）

・上越新幹線により首都圏に2時間で直結

・3.11震災時、最大の救援拠点として機能した実績

・韓国、ロシア、中国三カ国の総領事館がそろう都市

■提案項目

Ⅰ.ニューフードバレー特区

1.世界の農業・食品産業の拠点を創設

(1)食料輸出入基地・食の流通拠点（食のグローバル・サプライチェーン）の創設

(2)農業者の活力を生かした農業基盤の強化と６次産業化の推進

(3)世界と競争できる食品などの開発の推進

(4)未来を担う人づくり

2.多様な農地利用の推進と調和のとれた土地利用

(1)農地の集積と優良農地の確保（再掲）

(2)耕作放棄地の再生（再掲）

(3)再生可能エネルギー活用の拡大

(4)航空機産業等の空港周辺への集積（臨空工業地帯の形成）及び無人飛行機開発の促進

Ⅱ.環日本海ゲートウェイ特区

1.国土強靭化に資する日本海側救援拠点を創設

2.日本海拠点都市の構築に向けた『新たな拠点型リノベーション事業』の推進

3.新潟版クールジャパンの推進

Ⅲ.簇業（そうぎょう）特区

■提案内容

Ⅰ.ニューフードバレー特区

1.世界の農業・食品産業の拠点を創設

高い都市機能を持つ、大農業都市新潟から食関連産業全体が発展する「ニューフードバレー」の形成を推進し、日本の6次産業の市場規模を拡大

●提案のニーズや背景

○コメを始めとする種類豊かな農作物の生産拡大を図ると同時に、加工食品や米菓など2次産品を多種多様に開発・生産し、豊富な食を国内外に供給する「食の拠点都市」創設による、農業の成長産業化と中小食品製造業の国際展開の推進

○法人化の推進や担い手への農地集積、規模拡大による農業経営基盤の強化と農業の6次産業化の推進

○アレルギー体質への対応や環境への配慮など、世界的に多様化する食のニーズに的確に応える新たな食品開発の推進

○充実した農業体験学習を通して、未来を担う子どもたちに必要な資質や能力の育成

○新潟市は、全国でもトップクラスにある農業生産額と食料品製造業出荷額を背景に、農業を含めた食関連産業全体が発展する「ニューフードバレー」の形成を推進している

○本州日本海側政令市新潟が持つ優位性を生かし、日本海国土軸の拠点都市として、世界に開かれた食料輸出入基地、食の流通拠点化を推進している

(1)食料輸出入基地・食の流通拠点（食のグローバル・サプライチェーン）の創設

●プロジェクトの内容

○新潟東港から新潟空港を含めた市内広域において、総合保税地域の許可要件の緩和により、農産物・食品の輸入及び国内集荷から、開発・加工、商談、決済、輸送・貿易をシームレスに実施する総合保税地域を創設

○港・空港の一体的な輸出入基地化により、農産品・食品の輸出入効率を向上しつつ、食材と加工技術のマッチングを推進、国内外の様々な食材の高度利用と高付加価値化の推進

○新潟東港や新潟空港に到着した海外の農作物・食材を、保税のまま新潟市内の倉庫や食品製造業者に運送し、加工・商品化

○新潟市内の国際展示場への保税運送も可能とし、国内外の商談相手とのビジネス・マッチングを可能に

●想定される実施主体

○市内食品製造業者、国際展示場運営会社、倉庫業、流通・物流業、新潟市など

●必要な規制緩和等

○総合保税地域の許可要件の緩和（関税法第62条の8）

(2)農業者の活力を生かした農業基盤の強化と６次産業化の推進

●プロジェクトの内容

○農地交換にかかる制限を緩和し、3者以上の農地交換を可能とすることで簡易な農地集積を推進

○農業用施設用地の対象範囲を緩和し、農家レストラン等を「農業用施設用地」に位置づけることで、6次産業化に資する施設の農用地での設置を推進

○輸出促進のための6次産業化の拡大

●想定される実施主体

○農家、農業生産法人など

●必要な規制緩和等

○利用権（所有権）の設定等を受ける者の備えるべき要件の緩和（農業経営基盤強化促進法第6条第2項第4号イの(1)）

 　　　 ※ 所有権移転を受ける者の要件は、「農地移動適正化あっせん事業実施要領の制定について」で定めた基準に該当すること

○農家レストラン、農家民宿を農業用施設用地に位置付け（農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号）

○農林漁業成長産業化ファンドの支援対象を海外企業との合弁会社まで拡大（6次産業化法）

(3)世界と競争できる食品などの開発の推進

●プロジェクトの内容

○市内に拠点を置く食品製造業者による農業参入条件を緩和し、地元農家と連携した新たな食品開発を推進

○在留資格優遇制度の適用条件緩和により、外国人研究者や農業技術者、料理人や食品製造を志す留学生の受け入れを促進し、食品開発を推進

○第三者機関での認証によるオリジナルの食品機能性表示制度を創設し、新潟発の安心・機能性食品マークとして推奨

○酒母等の製造免許の対象を緩和し、長期保存可能な食品や新潟市の発酵技術を用いた健康に良い食品の開発を推進

○世界トップクラスの日本のバイオリファイナリー（植物由来の化学品を作り出す生産体制）による、石油資源に依存しない社会の構築。国内外の未利用バイオマス原料（糖：廃糖蜜・米糠・稲わらなど）を活用した化学工業原料、エタノール等燃料製造の推進

●想定される実施主体

○市内食品製造業者、農家、農業生産法人、大手化学メーカー、大学など

●必要な規制緩和等

○農業生産法人の設立条件のうち、出資者の制限及び出資制限比率を緩和（農地法第2条第3項第2号、農地法施行令第1条）

○外国人研究者等の在留資格要件等の緩和（入管法第2条の2第1項から第3項、19条第1項及び2項）

○食品の機能性表示制度の見直し（健康増進法第26条第1項）

○製造免許に関する対象基準の緩和（酒税法第8条）

○化学工業原料、エタノール等燃料製造を限定とした、未利用バイオマス原料（糖）の輸入関税の撤廃

(4)未来を担う人づくり

●プロジェクトの内容

○新潟流子ども農業体験学習プログラム（アグリ・スタディプログラム）の実施・充実の支援、指導者等の養成のための体制整備

○国立農業体験プログラム開発・充実機関を設置、指導・支援、市単独教育ファーム関連研修の実施

○農業体験指導専門教員を特例措置により加配し、農業宿泊施設（アグリパーク）及び学校出前授業等における子ども農業体験学習プログラムを開発・充実

○指導のための市単独教員の採用と農業宿泊施設（アグリパーク）への指導専門教員の常駐配置と農業の専門的知識を有する者の積極的な指導者としての採用

●想定される実施主体

○市内小中学校、農家、農業生産法人など

●必要な規制緩和等

○農業体験指導専門教員の特例措置による加配(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法）第7条2項 、同施行令第２条

●日本経済再生に向けた効果

○農林水産物、食品の輸出額の増加

・総合保税地域の許可要件の緩和によるシームレスな輸出入の推進により農林水産物の輸出額が増加

・食品製造業の農業参入による生産力の強化及び新商品開発の推進、オリジナル認証制度の創設や酒税法の緩和により、食品の輸出額が増加

○輸出額及び現地法人売上高の増加

・総合保税地域の許可要件の緩和によるシームレスな輸出入の推進及び農林漁業成長産業化ファンドの対象を輸出先にて設置する現地企業との合弁会社まで拡大することにより、輸出額及び現地法人売上高が増加

○担い手への農地集積・集約

・利用権の集積には貸しはがしなどリスクを伴うため、農地所有者の話し合いによる3者以上の簡易な農地交換を推進することで、迅速かつ安定的な農地の集積・集約を促進

○コメの生産コストの削減

・担い手への農地の集積・集約化を図ることで、生産効率が高まり、コメの生産コストを削減

○法人経営体数の増加

・食品製造業の農業参入条件を緩和することで、農業生産法人の経営体数が増加

○6次産業化の市場規模の拡大

・農家レストラン等の設置推進及び食品製造業の農業参入による新商品開発により、6次産業化の市場規模が拡大

2.多様な農地利用の推進と調和のとれた土地利用

農地の集積及び耕作放棄地の解消により生産性の高い農地の再生が行われた場合は、同面積を他の地区で企業誘致に必要な農地転用を可能とし、農業と地域経済発展の調和がとれた土地利用を推進

●提案のニーズや背景

○農地の集積による優良農地の確保により農業者の継続的な営農支援や、食料自給力の保全を行うとともに、国内経済を牽引する成長産業の育成につながるよう、農業と調和のとれた国土の有効利用を実現

○新潟市は本州日本海側唯一の政令市であり、高度な社会インフラや産業集積が進むとともに、全国でもトップクラスの農地面積を持つ田園型の大都市であるが、点在する耕作放棄地の再生と継続的な利用が課題

○一方、エネルギーインフラが整っていることや、航空機関連産業について、中小企業を核とした多行程共同工場の整備を推進しており、今後成長が見込まれる産業基盤を持っている

(1)農地の集積と優良農地の確保（再掲）

●プロジェクトの内容

○農地交換にかかる制限を緩和し、3者以上の農地交換を可能とすることで簡易な農地集積を推進

●想定される実施主体

○農家、農業生産法人など

●必要な規制緩和等

○利用権（所有権）の設定等を受ける者の備えるべき要件の緩和（農業経営基盤強化促進法第6条第2項第4号イの(1)）

※所有権移転を受ける者の要件は、「農地移動適正化あっせん事業実施要領の制定について」で定めた基準に該当すること

(2)耕作放棄地の再生（再掲）

●プロジェクトの内容

○市内に拠点を置く食品製造業者による農業参入条件を緩和し、地元農家と連携した耕作放棄地の再生と、生産された農産物による新たな食品開発を推進

●想定される実施主体

○市内食品製造業者、農家、農業生産法人など

●必要な規制緩和等

○農業生産法人設立条件のうち、出資者の制限及び出資制限比率を緩和（農地法第2条第3項第2号、農地法施行令第1条）

(3)再生可能エネルギー活用の拡大

●プロジェクトの内容

○農地集約が困難で効率的な営農条件が確保できない農地は、当面の間再生可能エネルギー事業用地として活用することで、山林化を防止しつつ、食料自給力を保全しながら将来的な農地活用を図る

○第一種農地等における「一時転用」の許可要件の緩和により、耕作放棄地を活用した、再生可能エネルギー発電事業の実施

 　《想定事業》第一種農地におけるメガソーラー事業等

●想定される実施主体

○農業者、民間再生可能エネルギー発電事業者

●必要な規制緩和等

○耕作放棄地等の未利用農地については、第一種農地等における「一時転用」の許可要件を緩和する（農地法第4条第1項、第5条第1項）

(4)航空機産業等の空港周辺への集積（臨空工業地帯の形成）及び無人飛行機開発の促進

●プロジェクトの内容

○点在する航空機産業の効率的な生産体制構築のため、空港周辺の土地に関する利用制限など航空機整備関連法令を緩和し、航空機部品及び整備工場などを空港に隣接した地域への集積

○急増する航空機需要と関連産業に国内で対応し、産業として維持するために、人材育成と専門教育を行う施設の整備

○航空の用に供することができる機械器具の範囲を緩和し、新たな航空機産業としての商業用無人飛行機（UAV）を国内で製品化 し、日本主導で産業化を目指す

・有人機の航空機製造を目的とした事業法のため、UAVも100kg以上の製造は事業免許が必要となるが、200kgまで緩和することで中小企業も開発参入の推進

●想定される実施主体

○実施主体の役割分担（産学官金連携）

・民間企業（航空機部品製造業者・航空関連事業者など）、国・県・市、金融機関、大学及び研究機関

●必要な規制緩和等

○航空機産業・教育施設の空港周辺への集積に関するもの

・耕作放棄地を再生した場合、同面積を同一市域内で企業用地として開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にする（農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、農地法第4条第1項、第5条第1項）

・航空機整備士等の専門養成施設等の立地のための土地・空間利用制限の緩和（空港管理規則第7条・12条関連）

・航空機製造事業法に定める特定設備に関する規制緩和（航空機製造事業法第2条の2、第2条の3）

航空機の形式区分ごとの製造用設備の許可を緩和することで、必要設備投資の低減を図る

　　　　・事業用航空機の修理改造検査の緩和（航空法第16条）

・修理検査に必要な機器の複数適用を認めることで修理検査回数を低減する

・航空機部品等の関税の免税及び手続きの簡素化 (関税法、関税定率法、関税暫定措置法）

・国際競争力の強化として法人税率の引き下げ(法人税、法人事業税）

・航空機産業集積に資する事業を行う企業等への金融上の支援措置の適用（特区支援利子補給金）

○無人飛行機開発の推進に関するもの

・無人機製造に必要な航空機製造事業法の緩和 (航空機製造事業法施行令第1条)

・民間試験空域の設定　（航空法第91条、92条）

・UAVの飛行機の飛行を可能とするため、臨時的に試験空港を設定できるよう規制緩和する

●日本経済再生に向けた効果

○担い手への農地集積・集約と空港周辺地の利用活性化

○民間投資の活性化

・航空機産業は成長性が見込まれる産業であり、新工場立地による新規投資は国内生産の競争力向上に貢献

・再生可能エネルギーへの設備投資は、FIT制度の導入後大幅に拡大しており、今後も耕作放棄地など事業用地の確保に努めることにより活発な設備投資の継続

・我が国の強みでもある発電効率の高い再生可能エネルギー機器の技術開発に貢献

○大学改革

・無人飛行機開発による商業化にむけて、要素開発からシステム開発などの理工系人材育成に貢献

○公共施設等運営権等の民間開放

・新潟空港の未利用地の民間開放による関連企業立地を促進し、国内の新たなビジネス環境を整備

Ⅱ.環日本海ゲートウェイ特区

1.国土強靭化に資する日本海側救援拠点を創設

本州日本海側中央に位置する新潟の港湾・空港に物流・輸出入特区を形成

●提案のニーズや背景

○首都直下地震など太平洋側有事を想定し、国土軸のリダンダンシーを確保（日本海国土軸の形成）

○新潟市は東日本大震災で機能した主要交通インフラ（空路・航路・鉄路）を、平時から東アジア・ロシア極東と首都圏とを直結する大動脈へと整備強化し、日本全体の有事に備えるべく「防災首都・救援拠点」を目指す

●プロジェクトの内容

○新潟港（東港区・西港区）及び新潟空港を総合保税地域に指定することにより救援拠点機能の向上に資する、東アジア・ロシア極東とのエネルギー、農業・食料分野での連携活発化

○空路･航路･鉄路の主要交通インフラの結節機能を強化し、企業参入を促進するため、数年程度の税負担を軽減し、エネルギーや食料、緊急支援物資の迅速な物流・輸出入体制を整備。あわせて、エネルギー・食料備蓄基地としての整備を促進

●想定される実施主体

○新潟市、新潟県、食品製造業、倉庫業、流通・物流業、 石油・ガス等エネルギー関連産業

●必要な規制緩和等

○新潟港（東港区・西港区）及び新潟空港を救援拠点とした総合保税地域への指定（関税法第62条の8）

○当該地域への事業者参入を促進するため、数年程度の税負担（法人税・事業所税・固定資産税・不動産取得税等）軽減

○有事を想定した平時からのCIQ手続きの簡素化、迅速化

●日本経済再生に向けた効果

○太平洋国土軸のリダンダンシー機能を備えつつ、東アジア・ロシア極東とのエネルギー、農業・食料連携を加速

○物流・輸出入を支える主要交通インフラを緊急時の救援・被災者支援に活用し、首都機能の迅速な復旧に最大限貢献する

2.日本海拠点都市の構築に向けた『新たな拠点型リノベーション事業』の推進

老朽化した都市インフラと建築物の一体的更新

●提案のニーズや背景

○民間主導による再開発事業や国の出先機関の集約により、発生する跡地などの既存ストック（民有地・公的不動産など）の更なる活用に期待

○民間と行政の連携、積極的な支援体制の構築を確立する必要性

○新潟市の都心軸では、老舗百貨店の閉店や民間ビルの老朽化により衰退化に拍車がかかり、まちなかの再生が喫緊の課題

○公設民営方式による「新バスシステム（BRT）」導入や都心軸各地区のまちづくりにより、都心軸の強化・連携を積極的に推進

●プロジェクトの内容

○地方都市リノベーション事業における民間事業者の負担をさらに軽減するなど、既存ストックを最大限に活用した民間投資を引き出す「新たな拠点型リノベーション事業」の推進

・新潟市の都心軸を構成する各地区の特性と地域の魅力を活かし、既存の遊休地や空き家、老朽化ビルの建替えなどの既存ストックを活用した、新たな拠点型リノベーション事業を積極的に推進

○取り組み

・新潟駅周辺における日本海側ビジネス拠点型リノベーション

老朽化ビルの再開発、高度利用を図り、新潟駅周辺へ国内・海外企業の支店等を誘致

・万代シテイを中心とした国際商業拠点型リノベーション

国有地等を活用し、バスセンターや既存商業施設と連携し、日本海側で最も賑わう国際的な商業拠点の創出

・新潟西港周辺における国際交流空間リノベーション

老朽化した水産関連施設やみなと空間の活用と市場・直売所等との連携により、国際交流賑わい施設を誘致

・古町地区や都心軸周辺における新たな地域活性型リノベーション

①民間施設と行政・市民サービス機能、教育文化施設等のコラボ、住民の居住環境と利便性を高める様々な機能の誘致

②花街文化を継承する文化施設の設置や街並みの保存、海外観光客向けの店舗誘致

③「公設民営方式（新潟ﾓﾃﾞﾙ）」の制度に基づくBRTを主とした公共交通を軸に、各拠点間の連携を強化し、快適な歩行者空間を創出

●想定される実施主体

○民間事業者、新潟市

●必要な規制緩和等

○都心部の既存ストックを活用した地方都市リノベーション事業の支援拡充（都市再生特別措置法（地方都市リノベーション事業））

・民間事業者の負担割合を更に軽減、交付対象となる専有部整備費の負担割合を共同施設整備費並に引き上げ

・行政・市民サービス施設を交付対象施設に追加

○土地の有効利用を図る新たな制度の確立

・タイムリーな民間開発を誘導するため、地方都市の実情に見合った容積率の設定や高度利用の特例（都市計画法、建築基準法）

○民間所有の空地・空き家・空きテナントの活用推進

・まちづくり会社やNPO等の不動産の取得・賃貸事業を推進

・長期間、空き家等を放置した場合に、所有者に対する指導や課税を実施（地方税法）

・面積要件を緩和し、個人施行の小規模な再開発事業やリノベーション事業を実施（都市再開発法、都市再生特別措置法（地方都市リノベーション事業））

○公的不動産の更なる活用推進（国有財産法）

・処分価格の減免、事務手続きの軽減、長期借地を可能

○まちづくりへの投資に係る減税措置（法人税法、地方税法）

・再開発ビル等の減価償却期間の延伸、民間事業者に対する法人税の減免

・災害に強い建築物における税制面での優遇

●日本経済再生に向けた効果

○新潟市の成長により日本海側都市間の競争力が向上し、日本海国土軸の役割と機能が強化

○日本海側の地域性と優位性を活かし、東アジアとの距離を縮め、国際的な注目度を高める

○日本国内や海外からの民間投資を誘導し、世界を相手にしたビジネスステージ新潟の地位を築く

○まちなかの居住環境の向上と新たなビジネスチャンスを確保

○居住者や交流人口の増加、企業の進出や雇用の確保、公共投資の増加に伴う地域経済の成長などによる地域の活性化

3.新潟版クールジャパンの推進

海外にも誇れる新潟の歴史・文化・食で交流人口拡大

●提案のニーズや背景

○マンガ・アニメ、ゲーム、ファッション、食、伝統芸能・・・日本発のさまざまな文化は、諸外国から“クールジャパン”として高い評価

○クールジャパン戦略の一翼を担うため、海外に訴求力の高い本市文化の魅力を活かした、人・モノが集積しやすい環境の整備が必要

○コメを中心とした多様で豊かな食文化を誇る新潟市は、ユネスコ創造都市ネットワーク「ガストロノミー」分野の認定を目指している

○著名なマンガ家やアニメーターを多数輩出するとともに、年間を通して同人誌即売会やコスプレイベントが開催され、専門学校やマンガコースを持つ高等学校が立地するなど、長い年月をかけてクリエーターが生まれる土壌が育まれてきた

○祇園・新橋と並び日本三大芸妓と称される「新潟古町芸妓」をはじめ、地方に宗家があり、その地で120年以上の歴史を刻む国内唯一の日本舞踊の流派「市山流」、毎年180団体13，000人が参加する踊りの祭典「にいがた総おどり」、国内初の劇場専属ダンスカンパニー「Noism」など、多彩な踊りの文化が根付いている

●プロジェクトの内容

○マンガ・アニメ、踊り、食などの魅力をインバウンドにつなげるため、広報宣伝費や事業運営費などに柔軟に使用できる新たな補助制度を国において創設し、インターネットや現地セールスなどを通じて積極的に海外へ情報発信

※中小企業等のビジネスに特化した補助制度あり（クールジャパン戦略推進事業補助金／経産省）

○日本が誇るクールジャパンの情報集約と発信、世界中の人々の交流拠点となる施設として、国立マンガミュージアム、国立デザイン美術館を開設し、本市に誘致

○マンガ・アニメ等コンテンツ産業の発展には、優秀な人材の集積が不可欠なことから外国人クリエーターの在留資格要件を緩和し、受け入れを促進

○まちなかや駅、空港などにデジタルサイネージを設置し、観光スポットや乗り換え、宿泊といった情報を多言語提供するなど、外国人の訪日・活動環境を向上

○イベントや国際コンベンションで、新潟市の食文化のひとつである日本酒を販売、PRする機会を拡大するため、日本酒の販売に必要な申請を一部簡略化

　　●想定される実施主体

○文化庁、新潟市、民間人・企業

●必要な規制緩和等

○留学生・ビジネスマン・クリエーター等の在留資格要件緩和（入管法第2条の2第1項から第3項、19条第1項及び2項）

○期限付酒類小売業免許申請の一部省略化（酒税法第9条）

●日本経済再生に向けた効果

○観光振興と交流人口の拡大による、内需の掘り起こしと外需の取り込みに資する

○国内のクリエーター、アーティストはもとより、「クールジャパン」に憧れる優秀な人材が海外からも集まり、関連産業の集積と雇用創出の基盤整備が進む ⇒新潟市のみならず、日本経済の持続的な成長の有効手段となる

Ⅲ.簇業（そうぎょう）特区

●提案のニーズや背景

○創業希望者に対しては、制度融資や創業関連補助金、インキュベーション施設などによる支援があるが、資金調達の可否や調達可能資金量などが大きな課題

○経済センサス（H21.7実施）では、新潟市の事業所の新設割合は政令市平均の7.7％ とほぼ同じ7.8％であり、廃業率は政令市平均の20.0％を下回る17.1％である

○新潟県は業歴100年を超える長寿企業輩出率が全国3位（3.49％ 1,123社）である。その内新潟市内の企業は181社（H24.10　帝国データバンク）

○民間においても、創業希望者の育成やセミナーなどのベンチャー支援を行っているが、依然として支援ニーズは非常に高い。今後は官民が連携し、事業の立ち上げから成長段階まで一貫した、総合的なベンチャー支援を行うことで、新潟地域の産業の活性化から我が国経済の成長につなげる

○成長戦略上、期待される起業フィールドの一つである、エネルギー＋バイオ＋農業・フードのリーディングエリアであること

○明治の開港五港の一つであり、2000年3月まで証券取引所が存在していたなど、進取の精神とリスクマネーコントロールに長じたエリアである

○新潟経済同友会や新潟商工会議所、日本ニュービジネス協議会連合会の主力メンバーを擁し、エンジェル投資や事業創造メンターを担う人材とノウハウの蓄積があるエリアである

○県と連携しながら、新潟大学、長岡技術科学大学、国際情報大学、事業創造大学院大学など県内大学の知のネットワークによる大学発ベンチャーの育成やグローバルアクセスが期待できるエリアである

○成長著しい東アジア各国及び、今後関係の深化が期待されるロシア・モンゴルとの地理上の近接性に加え、人的ネットワークも強い企業や団体、個人が存在するエリアである（輸出型ベンチャーあるいは海外発ベンチャーの逆輸入など）

●プロジェクトの内容

○資金支援

・エンジェル税制の充実や官民ファンド、クラウドファンディングなどを充実させることで物的担保主義に頼る金融機関以外からの資金調達の充実

・地域グリーンシート市場の設置および、売却益の有価証券取引税の非課税化

・設備投資の特別償却、税額控除の充実など、税制優遇による税負担の軽減

・大企業の社内ベンチャーへの税制優遇による税負担の軽減

○経営・連携支援

・地域密着のオーナー企業で形成するエンジェルファンドのメンバーを中心にした、創業者へのアドバイスを行うビジネスパートナー制度を創設する

・ビジネスパートナーとのマッチング支援を実施

・事務所・店舗などの空き事業所の紹介及び家賃補助制度を充実

●想定される実施主体

○新潟市、経済団体、大学等

●必要な規制緩和等

○個人版エンジェル税制の対象と投資限度の拡大（租税特別措置法第41条の19）

○法人版エンジェル税制の創設（租税特別措置法第41条の19）

○地域密着型オーナー企業を中心としたエンジェルファンド税制の創設（投資事業組合有限責任法）

○起業後5年以内の中小・ベンチャー企業の法人税・地方税の免除（法人税法・地方税法）

○起業後5年以内の中小・ベンチャー企業の製品やサービスの公的機関による優先調達の制度化（新設）

○事業に失敗した起業家のセイフティネットのための全国規模による共済保険制度の創設（新設）

○地域外及び海外からの情報提供と手続きのワンストップサービス機関の設置（新設）

○M&Aに際し、「のれんの非償却」の経理処理の適用認定（企業会計基準）

●日本経済再生に向けた効果

○開業率が上昇し、廃業率を上回る

○起業ベンチャーが、民間資金の投資を呼び覚まし、周辺産業への経済効果を誘発し、新たな雇用を創出することによって、地方の一体的発展に寄与するという、国の補助金のみに頼るのとは異なる、新たな地方再興モデルを構築